2　国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

**第十六条**　国及び地方公共団体は、成育医療等の提供に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

**第四章**　成育医療等協議会

**第十七条**　厚生労働省に、成育医療等基本方針に関し、第十一条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、成育医療等協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

**第十八条**　協議会の委員は、成育医療等に従事する者及び学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2　協議会の委員は、非常勤とする。

3　前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**第五章**　雑則

（医療計画等の作成に当たっての配慮等）

**第十九条**　都道府県は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮をするよう努めるものとする。

2　都道府県は、適時に、前項の計画に係る当該都道府県における成育医療等の提供に関する施策の実施の状況についての評価を行うよう努めるものとする。

3　都道府県は、前項の評価を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告するよう努めるものとする。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（厚生労働省設置法の一部改正）

3　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七十四号の次に次の一号を加える。

七十四の二　成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十一条第一項に規定する成育医療等基本方針の策定及び推進に関すること。

第四条第一項第七十七号中「前三号」を「第七十四号から前号まで」に改める。

第六条第二項中「過労死等防止対策推進協議会」を「過労死等防止対策推進協議会　成育医療等協議会」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（成育医療等協議会）

**第十三条の二の二**　成育医療等協議会については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第百五号**

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　循環器病対策推進基本計画等（第九条―第十一条）
第三章　基本的施策（第十二条―第十九条）
第四章　循環器病対策推進協議会等（第二十条・第二十一条）
附則

**第一章**　総則

（目的）

**第一条**　この法律は、脳卒中、心臓病その他の循環器病（以下単に「循環器病」という。）が国民の疾病による死亡の原因及び国民が介護を要する状態となる原因の主要なものとなっている等循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。）の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病に係る対策（以下「循環器病対策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めることにより、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

**第二条**　循環器病対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

二　循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施、循環器病患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療（以下単に「医療」という。）の迅速な提供、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者に対する福祉サービスの提供その他の循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること。

三　循環器病に関する専門的、学際的又は総合的な研究が企業及び大学その他の研究機関の連携が図られつつ行われるようにその推進を図るとともに、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、及びその成果に関する情報を提供し、あわせて、企業等においてその成果を活用して商品又はサービスが開発され、及び提供されるようにすること。